

出身地 佐賀県鹿島市  
 生年 一八五四（安政元）年八月十四日  
 没年 一八九五（明治二十八年）一月二十九日

渋谷慥爾は、英吉利法律学校の創立者の一人であるとともに、初代の幹事を務めたことで知られる。

肥前鹿島藩の出身、幼名次太郎、のち席（寅）二、慥爾と改名した。三歳で父茂七を亡くし、五歳で母と生別したため、祖母によって育てられたという。幼少から学問を好み、藩校弘文館では原忠順（悔堂）に師事し、一八七六（明治九）年上京、翌年、東京大学予備門に入学した。八五年七月東京大学法学部を卒業、代言人として活動を始め、十月には法学士の学位を授与された。

八五年九月の英吉利法律学校の開校から翌年四月までの間、渋谷は初代の幹事として校務全般の処理にあたった。九月の開校式では、高橋一勝や増島六一郎の設立趣旨の説明に続き、穂積陳重が英語で、渋谷が日本語でそれぞれ謝辞を述べている。東京大学を卒業したばかりで、学位も授与されていなかったためか、当初の担当講師の一覧には名を連ねていなかったが、実際には、初年

度から第一学年の組合法、羅馬法、判決例の講義を担当し、以後、英国刑法、帝国憲法なども担当することになる。また、開校直後に磯部醇が長崎商業学校へ赴任したために欠員となった代理法の講義も取り敢えず渋谷が担当し、間もなく山田喜之助が年度途中から引き継いでいた。

渋谷が英吉利法律学校の創立に関わったのは、岡山兼吉との関係からと考えられる。岡山は、年齢はほとんど変わらないが、東京大学では三年上級にあたり、八〇年十月に東京大学の学生が連名で元老院へ「學術上三付官吏演説ノ禁ヲ解クノ建議」を出した際には、一五人の中に岡山や穂積八束らとともに渋谷の名も見える。

彼は一緒に寄宿舎生活を送った石渡敏一（司法官）の紹介により、在学中から岡山事務所事務員となった。「聊か遊んだ為めの借金」があり、その支払いが就職の条件であったようである。花井卓蔵によれば、渋谷は「弁

護士としても名声噴々、「温厚君子人に近き性格を有し」ながら、「口惜むらくは産を治ること甚だ拙にして」、「負債には余程困つて居つた」ようで、それを終始徹底世話をしたのが岡山であったという。大学を卒業後も代言人としては岡山事務所で活動し、のち独立して代言事務所を開業することになる。

渋谷の著作には、英吉利法律学校および東京法学院の講義録として、羅馬法・英国刑法・帝国憲法・代理法などがあるが、特殊なものとしてシドモールが講義し、渋谷が訳述した『亜米理加法律』、『合衆国領事裁判訴訟法』の講義録や、山田喜之助・江木衷との合著『帝国憲法要義』がある。また八三年には、自由出版会社からミリセント・ガレット・フォーセット著『エッセイズ アンド



渋谷慥爾

レクチャー  
 ズ オン ソ  
 シアル アン  
 ド ポリテイ  
 カル サブ  
 ジェクツ』を  
 翻訳し、英国

宝節徳著渋谷慥爾訳『政治談』上・下巻として刊行している。これは明治日本の協同組合思想の導入に大きな役割を果たしたフォーセット夫妻の講義・論考を収録したものの翻訳であるが、東京大学在学中の三十歳のことであった。シドモールの講義の翻訳といい、英語に堪能であったようである。

渋谷が渡辺安積と英吉利法律学校幹事の任を交代したのは、『明法志林』の仕事に従事するためとも言われているが、彼が英吉利法律学校の初代幹事に就任したのは、若くて雑事を任せられたと言うよりは、その年齢と岡山事務所などでの実務経験を買われたためではなからうか。梧堂先生（岡山兼吉）の有力なる乾児（こぶん）とも称された渋谷であるが、七年の闘病生活のうち岡山の没後一年を待たずして四十二歳で亡くなった。墓所は港区高輪の広岳院、「渋谷慥爾之墓」は息子・茂の墓とともに同院の鍋島藩の墓域にあったが、一九七四（昭和四十九）年、当時の鹿島鍋島氏の当主により「鹿島鍋島藩中之墓」に合葬されている。